

名 局 法 2 - 7  
名 局 個 2 - 3  
令 和 7 年 7 月 2 日

愛知県立岡崎高等学校  
創立130周年記念事業実行委員会  
委員長 増田 義彦 殿

名古屋国税局長  
端本 秀夫



愛知県立岡崎高等学校創立130周年記念事業実行委員会が「愛知県立岡崎高等学校  
創立130周年記念事業」のために募集する寄附金について  
(令和7年6月11日付照会に対する回答)

標題については、下記のとおりですから御了承ください。

#### 記

御照会の寄附金は、御照会に係る事実関係を前提とする限り、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する地方公共団体に対する寄附金に該当するものと認められますから、寄附を行う者が個人である場合には、当該寄附金を受領した者の受領した旨、当該寄附金の額及び受領した年月日を証する書類の添付又は提示があるときは、所得税法第78条の定めるところによる寄附金控除の適用があります。

なお、寄附を行う者が法人である場合には、確定申告書等に当該寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付があるときは、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上その全額が損金の額に算入されます。ただし、御照会に係る事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。

また、法人の代表者等が個人として拠出すべきであると認められる寄附金を法人の寄附金として処理した場合には、その金額はその代表者等に対する給与とされ、その法人については法人税法第37条第3項第1号に規定する寄附金として取り扱われませんが、その代表者等については所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金として取り扱われますから念のため申し添えます。

おって、寄附募集期間終了後、速やかに、寄附採納確認書及び収支報告書を提出してください。